

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年3月3日(2005.3.3)

【公表番号】特表2004-505660(P2004-505660A)

【公表日】平成16年2月26日(2004.2.26)

【年通号数】公開・登録公報2004-008

【出願番号】特願2002-516964(P2002-516964)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 B 17/00

A 6 1 B 18/00

【F I】

A 6 1 B 17/00 3 1 0

A 6 1 B 17/36 3 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成15年4月1日(2003.4.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 超音波放散を生成するための超音波源；及び

(b) 前記超音波源に結合された容器を含む、創面切除される皮膚の領域のデブリドマンのための装置であって、

前記容器は創面切除される皮膚の領域上に置かれるように適応されており、前記容器は創面切除剤及び音響媒体を含有し、さらに前記容器は前記創面切除剤が創面切除される皮膚の領域に接触できるための開口及び創面切除される皮膚の領域に対して前記容器の周囲をシールするためのシールを含み、

創面切除される皮膚の領域のデブリドマンが前記超音波放散の効果と創面切除剤の効果の組み合わせによって実施される装置。

【請求項2】

前記容器が入口をさらに含む請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記入口が前記創面切除剤、前記音響媒体又は溶媒、又はそれらの組み合わせの少なくとも1つを少なくとも挿入するためものである請求項2に記載の装置。

【請求項4】

前記容器が出口をさらに含む請求項1～3のいずれかに記載の装置。

【請求項5】

前記出口が前記創面切除剤、前記音響媒体又は溶媒、又はそれらの組み合わせの少なくとも1つを少なくとも除去するためのものである請求項4に記載の装置。

【請求項6】

前記出口が前記皮膚の領域に対して前記開口をシールするために少なくとも減圧を作るためのものである請求項4に記載の装置。

【請求項7】

前記超音波源が圧電超音波源ユニットを含む請求項1に記載の装置。

【請求項8】

創面切除される皮膚の領域からある距離に前記超音波源を維持するためのスペーシング手

段をさらに含む請求項 1 に記載の装置。

【請求項 9】

前記スペーシング手段が前記容器と組み合わされる請求項 8 に記載の装置。

【請求項 10】

前記創面切除剤及び前記音響媒体が組み合わされて液体創面切除剤を形成する請求項 1 に記載の装置。

【請求項 11】

前記音響媒体が前記創面切除剤のための溶媒を含む請求項 1 に記載の装置。

【請求項 12】

前記創面切除剤が化学的創面切除剤又は酵素的創面切除剤の少なくとも 1 つを含む請求項 1 に記載の装置。

【請求項 13】

前記創面切除剤が少なくとも 1 種のプロメライン誘導体を含む請求項 12 に記載の装置。

【請求項 14】

前記少なくとも 1 種のプロメライン誘導体がデブリダーゼを含む請求項 13 に記載の装置。

【請求項 15】

超音波放散と前記創面切除剤の組み合わせで皮膚領域を効果的に創面切除するための請求項 1 に記載の装置の使用。

【請求項 16】

創面切除される皮膚の領域が創面切除剤と接触されるように、かつ超音波放散が前記皮膚の領域に適用されるように、超音波放散と創面切除される皮膚の領域を創面切除するための創面切除剤の組み合わせの使用。

【請求項 17】

前記創面切除剤が少なくとも 1 種のプロメライン誘導体を含む請求項 16 に記載の使用。

【請求項 18】

前記少なくとも 1 種のプロメライン誘導体がデブリダーゼを含む請求項 17 に記載の使用。

【請求項 19】

創面切除される皮膚の領域のデブリドマンのための装置であって、前記装置は超音波放散を生成するための超音波源と前記超音波源に結合された容器を含み、前記容器は創面切除される皮膚の領域上に置かれるように適応されている装置において、

前記容器は創面切除剤及び音響媒体を含有し、さらに前記容器は前記創面切除剤が創面切除される皮膚の領域に接触できるための開口及び創面切除される皮膚の領域に対して前記容器の周囲をシールするためのシールを含み、

創面切除される皮膚の領域のデブリドマンが前記超音波放散の効果と創面切除剤の効果の組み合わせによって実施される装置。